

【感染症の警戒ステージごとのどうみん割の運用は下記のとおりです。】

対応内容	警戒ステージ	「どうみん割」の運用
振興局管内での 注意呼びかけ	1	・対象振興局が地元住民のみならず、旅行者及び事業者に対してもアナウンスする。
		・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
知事による アラート	2-1	○行動制限を伴わないアラート（注意喚起等）の場合
		・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、アラートに沿った行動をするよう促す。
	2-2	○特定の地域を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合
		→当該地域に在住する道民の利用、所在する施設での利用を原則休止
		・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
	2-3	○全道を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合
→事業全体の休止		
・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。		
国による 緊急事態宣言	3	→事業全体の休止
		・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。